

東海第二発電所緊急時対策所設置に係る東海発電所廃止措置計画認可申請書への対応について

## 1. 経緯

2023年10月3日の面談において、東海第二発電所緊急時対策所（以下「緊急所」という。）を東海発電所との共用施設に位置付けるため、東海発電所廃止措置計画（変更）認可申請書（以下「廃止措置計画」という。）の変更を予定している旨をご説明した。本面談において、廃止措置計画における緊急所の記載については、その必要性も含め再整理するようコメントを頂いた。

このため、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（以下「審査基準」という。）等を踏まえて再整理した結果を以下に示す。

## 2. 検討結果

以下の理由から、廃止措置計画の変更は不要と考える。

- ・審査基準において、原子炉施設の廃止措置とは、「原子炉施設の解体」、「その保有する核燃料物質の譲渡し」、「核燃料物質による汚染の除去」及び「核燃料物質によって汚染された物の廃棄」と定義されている。緊急所はこれらの実施を目的とした施設に該当するものではなく、現在も廃止措置計画には緊急時対策施設に関する記載はないこと。なお、他発電所においても廃止措置計画に緊急時対策施設に関する記載はない。
- ・東海発電所の廃止措置を安全・着実に進める上では廃止措置計画に記載しなくとも、原子力事業者防災業務計画及び社内規程に緊急所の使用に関する事項を記載することで、実効的な運用が可能であること。なお、東海発電所の事故発生時に既存の緊急時対策室建屋を使用することは、現在の原子力事業者防災業務計画及び社内規程に記載し運用されている。

## 3. 今後の予定

2023年6月23日に申請した東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の補正にて、重大事故等発生時の体制の整備について規定している。本申請の審査において、東海発電所が同時発災した場合も想定した運用を審査いただく。

以上